

(平成23年11月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、平成9年2月から同年7月までは41万円、同年8月から10年1月までは50万円であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年2月1日から10年2月10日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間における標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額よりも低額になっていることが分かった。

国（厚生労働省）の記録では、申立期間の標準報酬月額が9万2,000円となっているが、給与が減額されたことは無かったし、事業主から遡及して標準報酬月額を引き下げることについての説明を受けたことも無かったので、申立期間の標準報酬月額を遡及訂正前の額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人のA社に係る申立期間の標準報酬月額は、当初、平成9年2月から同年7月までは41万円、同年8月から10年1月までは50万円とされていたが、同年12月23日に、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後の11年3月8日付けで、遡って訂正処理が行われ、9万2,000円に引き下げられたことが確認できる。

また、オンライン記録から、A社において厚生年金保険被保険者であった多数の者について、申立人と同様に、平成11年3月8日付けで9年2月1日に遡って、標準報酬月額を9万2,000円に引き下げる訂正処理が行われたことが確認できる。

さらに、申立人は、平成10年2月10日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年12月1日には、別の事業所で被保険者資格を取得したことが、オンライン記録から確認できることから、申立てに係る標準報酬月

額の訂正処理に関与したとは考え難い。

これらの事実を総合的に判断すると、平成11年3月8日付けで行われた標準報酬月額の訂正は、事実に即したものととは考え難く、申立人について、当該訂正処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、9年2月から同年7月までは41万円に、同年8月から10年1月までは50万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を平成3年4月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月16日から同年6月1日まで

私は、昭和48年4月1日から平成16年3月1日までの期間、A社に勤務していた。支店間で転勤することはあったが、途中で会社を退職したことは無い。申立期間当時はC支店からB支店へ異動となった時期で、発令は3年4月頃だったと思う。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社が保管する申立人に係る社会保険被保険者台帳及び同社の回答から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し（平成3年4月16日に、同社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る平成3年6月のオンライン記録から、44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は

見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 5 月 21 日から 56 年 4 月 1 日まで

私は、入社日及び退職日を明確には覚えていないが、申立期間当時、A社で経理担当の正社員として勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主及び申立期間当時に同社において厚生年金保険に加入していたことがオンライン記録から確認できる元従業員のうちの二人は、「申立人を知っている。」旨証言していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、上記元事業主は、A社における厚生年金保険の加入について、「原則として、従業員の全員を加入させるようにしていたと思うが、従業員の中には『加入しなくてもよい。』と申し出る者がおり、そのような従業員については加入させていなかったと思う。」旨証言している上、オンライン記録から、申立期間当時、同社において厚生年金保険に加入していたことが確認できる元従業員のうちの別の二人は、「当時は、厚生年金保険に加入している人と加入していない人がいた。」旨証言している。

また、申立人は、当時、自分と同様に事務の仕事をしていた元従業員として二人の名字を挙げているが、このうちの一人については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、その名字の被保険者が確認できるものの、残る一人については、当該被保険者原票にその名字の被保険者が確認できない。

これらのことから、申立期間当時、A社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、オンライン記録から、申立人の元夫は、申立期間当時、B社において厚生年金保険に加入していたことが確認できるところ、申立人は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和55年4月1日から元夫の被扶養者となっていたことが確認できる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。